

議会運営委員会視察報告書

期 日 令和5年11月9日（木）午後1時30分～3時30分

視察地 埼玉県新座市議会

視察者 議会運営委員会

委員長	宮岡 治郎	副委員長	長谷川 渉
委員	佐藤 匡	委員	末次 匡
委員	向口 文恵	委員	池畠 司
委員	吉田 賢一	委員	内村 忠久
委員	鈴木 洋明		

議長	小島 清人	副議長	古仲 リカ
----	-------	-----	-------

議会事務局

議会事務局長	栗原 康友	議事担当副主幹	須藤 剛
--------	-------	---------	------

新座市側 市長 並木 傑（まさる）様

※ 最初の挨拶のみ 都営大江戸線の新座市までの延伸構想を説明

※ 新座市議会では定例会ごとに25名の議員が一般質問で、最初に市長が答弁。25×4（定例会）×4（年）で、1期毎に、400回の一般質問に答弁、との事。

議会事務局長	細沼伊左夫様	議会事務局専門員	斉藤 政登様
--------	--------	----------	--------

視察事項 議会フロアの構造、設備、機材の構成について
議会運営向上への結び付きについて

概要	市域面積	22.78km ²	入間市の約0.51倍
	人口	16万5,965人	入間市の約1.15倍（11月1日現在）

地 理

首都圏で、都心から25km圏内に位置する。市域は概ね武蔵野台地に広がる。北は柳瀬川、南は黒目川、中央を野火止用水が、南西から北東に流れる。元からの集落も道路形態も、川や用水沿いに形成されていて、川越街道がそれを横断する。

市中央部に都心へと通ずる鉄道駅が無く、後発の宅地開発地域としての性格がある。

また、ＪＲ新座駅北口や付近では、中高層住宅や、商業系・工業系の土地区画整理事業が進行中。

北東の端に位置する東武東上線志木駅南口には駅前交通広場が在る。南西の市域外であるが、西武池袋線ひばりが丘駅の利用者も多い。

歴 史

律令時代の７５８年に新羅郡が置かれ、その後新倉郡、更に新座郡と改称された。戦国時代は、後北条氏の支配地域。江戸時代は、南部地域は天領や旗本領、北部地域は川越藩領や平林寺領が、それぞれ入り組んでいた。

江戸時代初期に、玉川上水からの分水権を得て、野火止台地に野火止用水を開削し、灌漑によって農業生産性が向上した。

明治時代の１８７５年に、新座郡の１０村が合併して片山村に、１８８９年の町村制施行時には、新座郡の１町４村が合併して大和田町になった。その後１８９６年には、新座郡が北足立郡に編入された。

１９５５年に北側の大和田町と南側の片山村が合併して新座町となり、１９７０年１月１日に新座市となった。

市議会の概要

条例定数 ２６人 現員数 ２６人（男性１４人・女性１２人）

現議員の任期：２０２０年２月２６日～２０２４年２月２５日

常任委員会

定 数 総務（６人）文教生活（７人）厚生（７人）建設（６人）

所管事項

総 務：一般会計のうち歳入に関する事項

総合政策部・総務部・財務部・危機管理室・出納室の所管に関する事項

選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会に関する事項 他の常任委員会の所管に属さない事項

文教生活：教育委員会・市民生活部・農業委員会の所管に関する事項

厚 生：総合福祉部・こども未来部・いきいき健康部の所管に関する事項

建 設：まちづくり未来部・インフラ整備部の所管に関する事項

議会運営委員会（定数６人）

会 派： 公明党（７人）、日本共産党（６人）、政和会（６人）、由臨会（５人）、市民と語る会（２人）

議会運営の特徴

本会議での議案の付託方法：予算案・決算案は、所轄の常任委員会に分割付託

一般質問 質問は質問席で。質問時間制限45分（答弁を含めない）

質問は通告順、一問一答、一括のどちらも可

答弁の1回目は市長が登壇し、2回目からは自席とし、部長は自席で

令和4年度状況

一般質問者数 各定例議会ではほぼ議長以外の全員（副議長・監査委員含む）

新庁舎における議会施設、議場設備について

1 新庁舎建設までの経緯

旧庁舎は、1974年(昭和49年)に建設された8階建ての建物であった。2011年(平成23年)に発生した東日本大震災後に実施した耐震判断の結果、震度6強から震度7程度の地震で倒壊、又は崩壊する危険性があることが判明した。

2012年度(平成24年度)から約2年にわたり、本庁舎の耐震化の整備手法として、①耐震補強・大規模改修、②新庁舎建設、の2案で検討を進めた。

その結果、新庁舎建設で、耐震化整備基本方針が決定した。設計者選定では、公募型プロポーザルを実施した。1階を第二庁舎(1997年建設)まで延長し、更にレストラン等を設置する案もあったが、その案は後に削除された。現在の新庁舎の設計に大きな変更は無く、結果的に費用は縮減された。



2 新庁舎の建設概要

庁舎全体は、基礎免震構造の混合構造である。混合構造とは、鉄筋コンクリート造＋鉄骨造である。地下1階地上5階建て。延床面積は、12,735㎡である。

建設工事費は、44億8,626万6千円。工期は、平成28年1月26日から平成29年10月31日。

3 新庁舎建設に向けた市議会での動き

庁舎の耐震化の整備手法検討の段階では、「新庁舎耐震化整備に関する特別委員会」が設置された。新庁舎建設の決定後は、「新庁舎建設検討特別委員会」が設置され、議会フロアを中心に新庁舎建設の設計に向けた意見、要望等を市に行った。

4 新庁舎建設に向けた市議会の意見（新庁舎建設検討特別委員会）

1 1 項目あり、ほとんど実施されたが、(5)の電子投票システムの導入だけ未実施。

- (1) 議場の位置は、低層階が理想だが、不可能であれば、**最上階**に設置すること。
- (2) 傍聴席の位置は、従来どおり議員席の後方とすること。
- (3) 議員席と傍聴席との床の高さに、あまり段差をつけないこと。
- (4) 議員席側の最前列に、新たに議員の**質問席**を設けること。
- (5) 電子投票システムの導入や議会フロアの Wi-Fi 整備、議員席の LAN 配線、電源コンセントの整備、障がい者のための設備、モニター・スクリーン等の設備。
※ 傍聴者用のスクリーンは、費用の点で見送ったが、弊害が出ている。
- (6) 一部の議席を傍聴席と同様に車椅子対応に、傍聴席の一隅には乳幼児同伴者用の親子傍聴室の設置、障がい者のための設備を設けること。
- (7) 従来と同様に、傍聴席に記者席と車椅子スペースを確保すること。
- (8) 議会関係諸室は、1フロアに集約して、4 常任委員会同時開催に必要な部屋数の確保や、全員協議会室、市民相談が行える部屋、議長室、議会図書室、市政情報コーナーを設置。 ※ 議会図書室は、ロビーに設置されている。
- (9) 会派構成の変更に対応できるように、会派控室の間仕切りはフレキシブルな可動式とすること。 ※ 改修は業者が行っている
- (10) 委員会室は、一般の会議でも利用できるように整備するとともに、様々な規模の会議場に変更できるように、移動間仕切り方式とすること。
- (11) 議会エリアは、現状では誰もが自由に控室等に入出入りできる形態となっているが、議会事務局で常時容易に管理できるよう、セキュリティの確保に配慮すること。

5 新庁舎における議会設備

議場、委員会室、議員室、議会事務局室など、市議会に関する機能を5階に集約した。視察した委員から、動線がうまく仕分けてありスッキリしている、との意見もあった。



- (1) 議場：延床面積は360㎡。議員と執行部との対面式で、議長席は執行部側、傍聴席は議員席の後ろ。議員席26席は、4+5+4の横13席の2列で、縦の通路は2か所。中央部前列の前に質問席を設ける。執行部席は22席。

また、傍聴のしやすさに配慮し、傍聴席最下段との高低差は30cmに止めた。傍聴人席は、一般席62人、報道関係者8人で、新たに親子傍聴室を設けている。視察した委員から、入間市議会と違って傍聴席内に段差が無く安全である、との意見があった。また、予算の節約で、シンプルな議場で、無駄な装飾は無い、との意見もあった。



- (2) 全員協議会室・委員会室：全員協議会室143㎡、第1委員会室105㎡、第2委員会室94㎡、第3委員会室92㎡。全員協議会室と第1委員会室とは隣接しており、壁は可動間仕切りを採用。

※ 視察の時は、天窓から太陽光が差し、モニターが見えにくい弊害があった。

- (3) 議員（控え）室：会派数の増減に対応し、間仕切りはスチールパーテーションで、取り外し・再取り付けが可能。遮音性はある。本格的な工事を要するため、改選時以外は移動しない、と事務局は議員に通達してあるとの事。

- (4) 正副議長席：議会事務局の裏側に設置されている。入間市議会よりも狭い。事務局を通らず、一般傍聴者の目に触れない通路への裏口もある。

- (5) 議会事務局執務室：来庁者へ配慮し、エレベーター及び階段から、近い位置に配置した。階段を上ると、まず正面にある、といった印象であった。

- (6) ロビー・ホワイエ：傍聴者等の待合・休憩スペースとして、傍聴者席出入口に近接して設けている。窓越しに平林寺境内の雑木林の眺望が広がる。



- (7) 議会図書室：市民利用に配慮し、ホワイエに面したオープンな空間に、図書コーナーとして設置した。視察した委員から、議

員が落ち着いて利用しにくいのでは、との意見もあった。あまり利用されていないとの事。

- (8) 相談室：議員控室よりも奥まった位置に、個室で2室設置。プライバシー保護に配慮し、外側の天窓(明かり取り)以外に窓は無く、壁の遮音に配慮し、空調完備。室内は6人掛けのテーブルで、意外に広かった。

6 会議システム

I. 議場各設備

- (1) 会議ユニット（議員席・執行部席、演壇、質問席）：卓上マイクは、議員席及び執行部席共に、2席に1本とした。また、録音バックアップ用の、天井集音マイクを設置している。卓上マイクのスイッチを発言者が押し忘れても大丈夫。『電子採決設備』の導入は、経費削減のため取りやめた。2席の1本の卓上マイクも同じ事情による。
- (2) 卓上モニター（議長席、事務局長席、演壇、質問席）：手元で出席議員数、発言残時間を表示している。
- (3) 出席議員数・発言残時間モニター：議場内に65インチの大型モニターを設置し、出席議員数及び発言残時間を表示している。
- (4) 議会用中継カメラ（2か所）：マイク操作に連動して、発言者を自動撮影する。HD(高精細度ビデオ)カメラの採用により、高画質な映像配信が可能となっている。
- (5) 議会中継視聴用モニター：議会の配信映像を視聴する65インチの大型モニターを2か所設置している。
- (6) 150インチ電動昇降スクリーン：PCを接続したプロジェクターの映像を表示するため設置。一般質問の発言内容を補完するために、資料等の映写を議員に認めている。

※映写前に議長が内容を確認し、投映の際には、天井の明かり取り窓のカーテンは閉じる。

※視察した委員から、入間市議会でも取り入れるべき、との意見があった。

- (7) 難聴者支援設備（傍聴席）：傍聴席の床下に磁気ループアンテナを埋め込み、専用の受信器（貸出用10台）で会議音声を聞き取り易くしている。

II. 全員協議会室・委員会室

- (1) 全員協議会室に、電動昇降スクリーン及びプロジェクターを設置している。また、

本会議中は執行部控室として使用される第２委員会室に、配信映像を確認するためのモニターを設置している。

- (2) 会議設備（全室共通）：赤外線方式のマイク（ワイヤレス）・スピーカー一体型の会議ユニットを設置し、マイクによる集音、スピーカーによる分散拡声を行う。

他に設置するもの ・デジタルレコーダー ・マイクシステム管理用ＰＣ
・バックアップ録音用として天井の集音マイク

視察した委員から、本会議のインターネット配信を評価する意見があった。会議の様子を、ライブ配信（生中継）しており、録画の配信も行っている。

建物構造の採光の事情もあって、明かり取り窓の段差で、傍聴席寄りの天井が低くなっており、傍聴者にとって、議場の発言が聞取りにくい場合があるとの事。

議場内の側面壁の大型モニターの位置の具合で、脇側の傍聴席からは、議員の一般質問の発言残時間が見えにくいといった、苦情があったとの事。

7 課題

- (1) 傍聴席にモニターを設置出来ると良い。
- (2) 全員協議会室と第１委員会室を繋げて使用する場合、後方席用に補助モニターを設置できると良い。
- (3) 全員協議会室及び第１委員会室には、排煙のための天窓がある。日差しの強い場合、プロジェクターの移りに影響がある。
- (4) 議場内に一部に段差があるため、バリアフリーになっていない。
- (5) 議会図書室の管理が行き届いていない。 ※ 西日がまぶしい。

【質疑応答】

Ｑ 議会フロアのセキュリティーはどのようなになっているのか。

Ａ 委員会室、議員控室等の各部屋は施錠できるものとしており、鍵の管理は事務局で行っている。

Ｑ 議場のプロジェクターを使用する際の説明時の注意事項として、「これ」「それ」等の表現は控えるとあるが、議事録を考慮してのものなのか。

Ａ 例えば、プロジェクターを使用して場所を示す際は、「ここ」といった表現をしがちだが、会議録を考慮し、議員には具体的に場所を示すようお願いをしている。プロジェクターの使用はあくまでも補助的手段であることを理解いただいている。

Q 議員控室の間仕切りが可動式となっているが、どのような間仕切りとなっているのか。

A 間仕切りは可動式となっているが、簡易的な壁となっており移動には工事を要する。遮音性については、隣の声が聞こえる等の話は届いていないため、ある程度は確保されていると思われる。

Q 本会議の動画配信はY o u T u b eで行っているのか？

A Y o u T u b eではなく、議会のホームページの中にブラウザを設置し、そこから配信している。

Q 録画した映像に編集の必要性が生じた場合、どのように行っているのか。

A 委託業者からは、3日後ぐらいに映像が届き、事務局で確認し、修正等の必要がある箇所については、編集の指示をしている。

Q トイレについて、議員と市民は同じ場所を使用しているのか。

A 議員、職員用のトイレがある。市民用のトイレは、職員は使用しないようにしている。

Q 議長応接室が設置されていないようだが、応接等の対応はどのようにされているのか。

A 議長の応接は、議長室の中に応接スペースがありそこで対応している。議長室には、事務局の中から出入りできる構造となっている。副議長の席も議長室の中にある。